

仕 様 書 (案)

1 適用

本仕様書は「令和7年度清竜中学校テニスコート施設撤去・復旧業務」に適用する。

2 対象施設

天竜区二俣町鹿島559番地先（清竜中学校テニスコート5面）

テニスネット…5張

テニスネット用支柱…10本

テニス審判台 移動式 アルミ製…5台

防球ネット（ $H=2.5\text{m} \times L=25.9\text{m}$ ）

防球ネット用支柱（ $H=3.5\text{m}$ ）…90本

コートローラー 手引き…4台（隅に寄せておく）

長机、椅子、ベンチ、ボール用カート、コートブラシ等小物類

3 作業要領

- （1）天竜川の水位上昇により河川敷の冠水が想定される場合に、教育施設課からの依頼により撤去作業を行う。依頼を受けたのち、2時間以内に作業開始し、作業開始から6時間以内に作業完了できるよう努めること。また撤去した施設は、清竜中学校敷地内（駐車場）へ運搬する。
- （2）天竜川の水位が正常に戻った後、教育施設課からの依頼により復旧作業を行う。
- （3）作業に伴い、テニスコート施設に不具合等が発見された場合、速やかに報告する。

4 作業時間

（1）日中作業

日の出から午前10時までの間に教育施設課から撤去作業の依頼がある場合は、日中に撤去作業を完了することを基本とする。

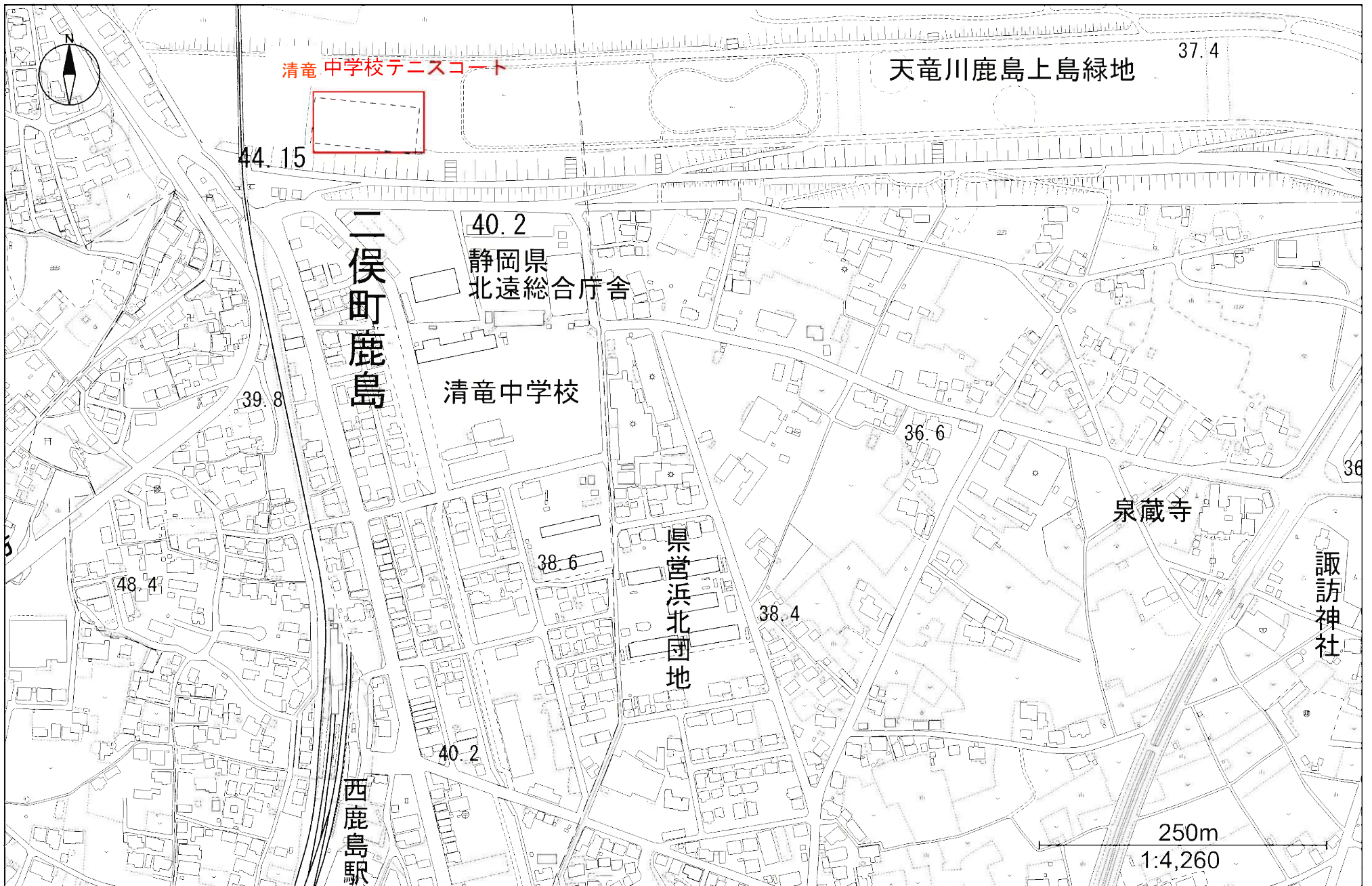
（2）夜間作業

午前10時以降に教育施設課から撤去作業の依頼がある場合は、作業が夜間に及ぶことを想定し、夜間照明など夜間作業に必要な物品の手配を行うこと。

4 報告（提出物）

受託者は復旧作業完了後速やかに、次のものを提出すること。

- （1）記録写真（撤去後、復旧後） ※可能な範囲内で



テニスコート配置図

